《最新実務の動向》

加盟店を対象とした将来債権ファクタリングに関する法的整理

前田　竣
片岡総合法律事務所　弁護士

要 旨

加盟店における資金調達ニーズに応えるものとして、クレジットカードによる売上金の早期資金化を実現するサービスが出現している。本稿では、当該サービスの契約上の建付けに係る一般的なモデルを提示すると共に、当該モデルを前提とした場合における契約の有効性及びこれと相互に関連し合うこととなる加盟店契約との関係性の整理を試みる。

【目次】

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．包括代理型及び包括加盟店型の加盟店契約における取引の整理
Ⅲ．決済代行業者による将来債権ファクタリングの建付け
Ⅳ．まとめ

Ⅰ．はじめに

2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すとのKPIが掲げられた後、当該比率は堅調な上昇を続け2024年には42.8%に達するに至った。キャッシュレス決済比率の上昇は、消費者の支払体験の向上のみならず、加盟店における金銭管理負担の軽減など加盟店に対しても様々な便益をもたらすものである反面、特に中小・小規模店舗や創業直後の店舗等において入金サイクルに対する課題感が指摘される例が確認されている[1]。そこで、近時はこのような加盟店へ影響の緩和を図ることを目的として、主に決済代行業者による加盟店向けのサービスとして、キャッシュレス決済を受け付けた加盟店がキャッシュレス決済に係る売り上げにより取得する債権について、その具体的な債権の発生（すなわち実際の売上の成立）を待たずして決済代行業者等が譲り受けること（将来債権譲渡）により、入金サイクルを早める要請に応える（むしろ売上成立前の資金調達ニーズに応える）サービスとしてキャッシュレス決済手段の加盟店を対象とした将来債権ファクタリング（以下、単に「将来債権ファクタリング」という。）が出現している。

かかるサービスは、法的には将来債権譲渡という形で加盟店から債権を譲り受ける一種のファクタリングと評し得るものであるが、本稿においては当該サービスに係る法律構成を整理すると共に、法的論点についての私見を述べることとしたい。

Ⅱ．包括代理型及び包括加盟店型の加盟店契約における取引の整理

将来債権ファクタリングの論点に入る前に、キャッシュレス決済（本稿では、主にクレジットカードを念頭に置くこととし、加盟店もクレジットカード加盟店を対象とした整理を行う。）において、アクワイアラーと加盟店との間に決済代行業者等の中間者が介在する形態、すなわち包括代理型の加盟店契約形態と、包括加盟型の加盟店契約形態におけるアクワイアラー、中間者、加盟店の三者間での売上金の精算方式の在り方について、簡単に整理する。

[1] 令和5年3月商務・サービスグループ キャッシュレス推進室「キャッシュレスの将来像に関する検討会 とりまとめ」22頁参照

1．包括代理型と包括加盟店型

アクワイアラーと加盟店との間に中間者が介在する契約形態は、包括代理型と包括加盟店型に大別される[2]。

包括代理型とは、中間者が加盟店からアクワイアラーとの間での加盟店契約の締結等に関する包括的な代理権の授与を受けたうえで、加盟店を代理してアクワイアラーとの間での契約締結及び精算処理等を行う方式をいう。この場合、中間者を加盟店の代理人とすることによりアクワイアラーと加盟店との間に、直接の契約関係が成立するのが一般的である。

他方、包括加盟店型とは、中間者を包括加盟店とし、アクワイアラーと加盟店との間での直接的な契約関係は成立させず、包括加盟店である中間者をハブとした間接的な契約関係しか成立させずに（すなわち、アクワイアラーと中間者、中間者と加盟店のそれぞれの間での契約関係しか成立させずに）中間者を介した精算処理を行う方式をいう。

2．三者間での精算方式

三者間での精算方式の定め方に特定の正解があるわけではないが、本稿における検討の対象を特定するため、精算方式の基本的なモデルを紹介すると共に、以下においては当該精算方式を前提とした検討を行うものとする。

⑴　包括代理型における精算方式

包括代理型においては、アクワイアラー・加盟店間に契約関係が生ずることから、加盟店がカード会員に対して取得する売上代金債権について加盟店から直接アクワイアラーへの債権譲渡が生ずるものとし、加盟店のアクワイアラーに対する債権譲渡代金支払請求権を成立させる構成（又は加盟店のアクワイアラーに対する立替払請求権を成立させる構成）が選択肢となり得、契約上このような構成が採用されている例が多いものと思われる（以下「第一類型」という。）。

[2]「改正割賦販売法について」（経済産業省商取引監督課、2018年）5頁参照 meeting_001_180419_0017.pdf（caa.go.jp）。なお、同頁の②包括加盟店型（百貨店等）については、消化仕入れという契約形態が採用される結果、百貨店等自体がカード会員との取引主体となり、カード加盟店として位置づけられることになるため、ここでいう中間者介在型には含めない。また、同頁の⑤紹介・取次型についても決済代行業者等は、加盟店契約の締結の場面にのみ関与するにとどまり事後の精算には関与しないことを想定したモデルであることから、これもここでいう中間者介在型には含めないものとする。

図1【第一類型】

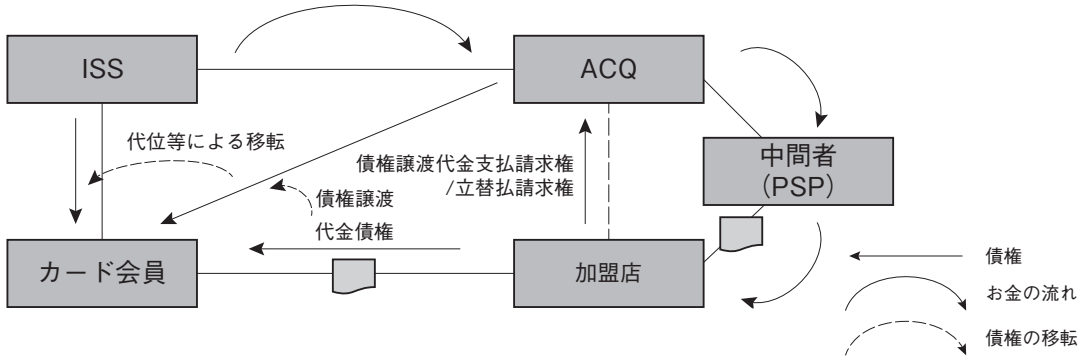

かかる構成による場合、加盟店のアクワイアラーに対する債権（債権譲渡代金支払請求権又は立替払請求権）の成立が認められるところ、中間者は加盟店から当該債権に係る代理受領権の授与を受け、収納代行業者としてアクワイアラーによる加盟店への精算金の支払に関与することが一般的である。

(2) 包括加盟店型における精算方式

包括加盟店型の場合、アクワイアラーと加盟店の間には直接的な契約関係は成立しないものの、中間者を介した意思表示に基づき加盟店から直接アクワイアラーに対して代金債権の譲渡が生じると考え、包括代理型と同様の整理（すなわち第一類型）を採用することも法技術的には可能であるように思われる。

他方、実務的にはそのような契約形態が採用されることが必ずしも一般的であるとも言い切れず、加盟店から中間者、中間者からアクワイアラーという二段階で代金債権の譲渡が生ずるとの整理を採用している例も認められるところである（以下「第二類型」という。）。

図2【第二類型】

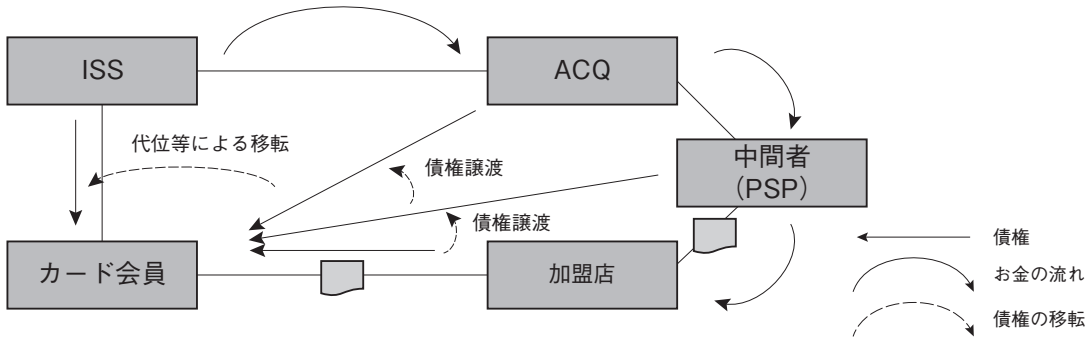

Ⅲ．決済代行業者による将来債権ファクタリングの建付け

1．対アクワイアラー債権譲渡型と売上代金債権譲渡型

加盟店における売上金の早期資金化のニーズに応えることを主眼とした将来債権ファクタリングは、加盟店がアクワイアラーに対して取得する債権譲渡代金支払請求権又は立替払請求権（以下、両者を総称して「対アクワイアラー債権」という。）を譲渡する構成（対アクワイアラー債権譲渡型）と加盟店がカード会員に対して取得する売上代金債権を譲渡する構成（売上代金債権譲渡型）の2つに大別される[3]。

図3【対ACQ債権譲渡型】

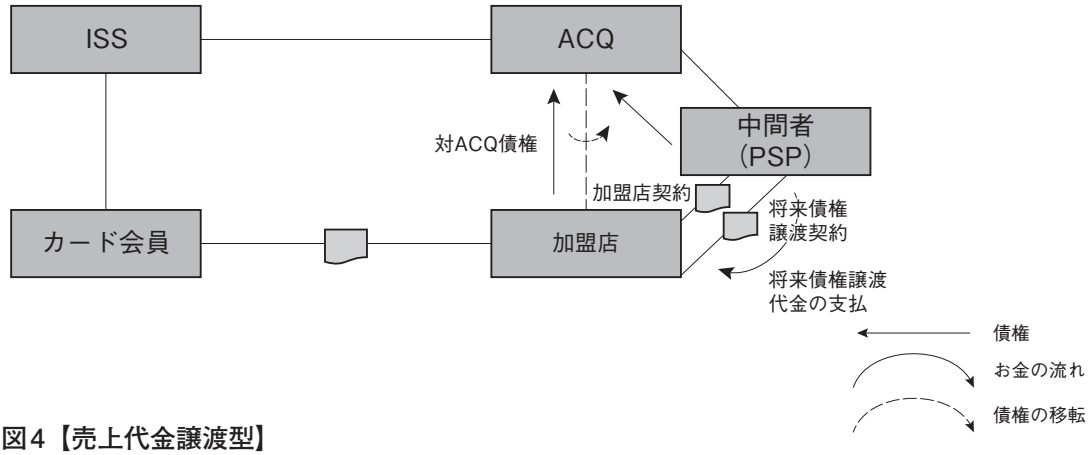

図4【売上代金譲渡型】

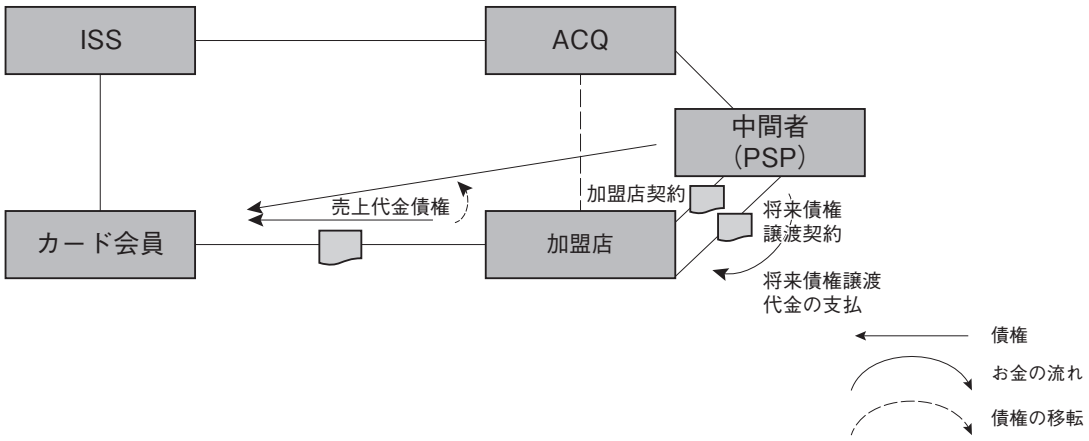

[3] 本稿では、抽象的に譲渡の対象とする債権を特定する概念として「対象債権」という用語を用い、対象債権のうち契約条件に即して具体的に譲渡の対象として特定される債権を「譲渡対象債権」と呼ぶこととする。

2．将来債権ファクタリングの基本的な設計

⑴　商品設計例①

将来債権ファクタリングがなされる場合の契約構成は様々なバリエーションがあり得るように思われるが、その一例として以下のような設計が考えられる。

① 加盟店がカード決済により将来取得する一定期間中に発生する対象債権を決済代行業者に対して譲渡することを約する

② その際に、当該対象期間中に生ずる対象債権の全額を譲渡対象とするのではなく、一定の掛け目を乗じた割合（譲渡対象債権）に限るものとする

③ 譲渡対価の設定に応じて、譲渡対象債権の積算額についてキャップを設定する[4]

④ 決済代行業者は、クレジットカードによる売上が認められた場合、通常どおりアクワイアラーからの加盟店に対する支払を仲介するが、その際に加盟店に対して引き渡す精算金から、将来債権譲渡としてあらかじめ加盟店から譲り受けたことに基づき自らが収受する権限を有する債権額分は控除する

このような契約内容とすることによって上記①のタイミングで決済代行業者が加盟店に対して債権譲渡代金の支払をし、その後、決済代行業者は譲渡対象期間中に発生した対象債権の譲渡を受けるが、具体的に譲渡対象となるのは上記②のとおり当該期間中に発生した債権の一部に限定されることから、上記④の処理がなされる結果、加盟店はその残部（対象債権のうち、譲渡対象債権に含まれなかったもの）については毎月の収益として収受することができることになる。その結果として、加盟店は経済的には毎月の売上額に連動した金額の返済を行うという条件で行われる融資、いわゆるレベニュー・ベースド・ファイナンス（RBF）と同様の経済的な便益を享受することが可能となる。

⑵　商品設計例②

他の商品設計例[5]としては、例えば2026年4月から2027年3月までに発生する対象債権の全部を譲渡の対象として、譲渡価格（譲渡対価）を譲渡対象債権額の80%+100万円[6]とする。譲渡対価の支払タイミングについて、段階的に支払期限が来るように設計し、100万円を譲渡

[4] 例えば、譲渡期間の始期と終期を特定した上、決済代行業者から加盟店に対して支払われる譲渡対価が1000万円であるとした場合に、当該期間中に発生する対象債権に10％を乗じた金額相当額の債権を譲渡対象債権として特定しつつ、さらにその譲渡対象債権の総額が1200万円に満つるまでを譲渡の対象とするといった金額的なキャップを設定すること等が考えられる。

[5] なお、特定の個社の商品に対する直接的な影響が生ずるのを回避するため、本稿で例示するモデルは実在の商品を基礎としたものではなく、それらを参考としつつ筆者において仮設したモデルである点に留意されたい。

[6] 従前の取引実績から譲渡対象期間中の売上×20%が100万円を超過すると合理的に予想されるケースを念頭に置いての具体例の設定とする。

契約締結時に支払い、残部については譲渡対象債権が具体的に発生した後のクレジットカード加盟店契約の精算サイクルに合わせたタイミングで、実際の売上額の80%に相当する金額ずつを支払う（例えば4月の売上が200万円だった場合、その80%に該当する160万円を4月の精算時に支払い、残りの40万円は決済代行業者が自身の保有する債権への弁済として収受する）ものとするようなモデルが考えられる。この場合、決済代行業者としては譲渡対象期間中に発生した債権総額の20%－100万円（＝加盟店における早期資金化）が収益となる。

この構成を応用して、加盟店における売上実績を短期サイクルで確認するとともに、当該短期間分の譲渡代金に係る支払時期が速やかに到来する設計とすることにより、決済代行会社から加盟店への毎月の入金回数を1回ではなく例えば5回とすることを実現する仕組みを構築することも可能となると考えられ[7]、これにより仕入れ費用の支払義務が短期的なサイクルで生ずる加盟店（一例として生鮮食品の仕入れをする飲食店などが想定される）の資金繰りニーズに応えることなども可能となると思われる。

3．将来債権ファクタリングに係る法的論点

ファクタリングとは、広義には、企業が物品の販売や役務の提供によって得た売掛債権等に関する管理を総合的に引き受ける金融サービス全般をいうが、狭義では、企業が有する売掛債権等を買い取ることにより、資金を提供するサービスのことをいうとされているところ[8]、その貸付け該当性については種々の先行する研究が存することからファクタリング一般に関する貸付け該当性に関する議論はこれらに委ねたい[9]。

そして、将来債権譲渡の有効性は条文上明文化されたものの、具体的な論点についてはなお解釈に委ねられていると解され[10]、将来債権譲渡の有効性を肯定するための要件として、最判平11・1・29民集53巻1号151頁（以下「平成11年判例」という。）において示される①譲渡目的とされる債権の特定性が認められること、及び②将来債権譲渡契約の内容が公序良俗に反しないことといった要件の充足性はなお論点となると考えられる。

---

[7] 純粋に収納代行モデルを採用している場合には、為替取引該当性との関係でアクワイアラーから決済代行業者に対する支払がなされるのを待って加盟店への代金の引渡をするという支払サイクルを維持する必要性などが意識されるところであるが、本モデルによる場合には加盟店と決済代行業者間で行われた債権譲渡代金の支払時期の調整の問題として整理される結果、同様の制限を意識する必要性がないものとして整理し得る。

[8] 黒川弘務『逐条解説サービサー法（第四訂版）』（金融財政事情研究会、2012）48頁

[9] 比較的近時のものとして右崎大輔・大内南人「事業者向けサービスの新潮流と法的論点（上）ファクタリングにおける法的論点と留意点」月刊消費者信用2025年6月号

[10] 日本弁護士連合会『実務解説改正債権法（第2版）』（弘文堂、2020）278頁

⑴　譲渡対象の特定性

譲渡対象の特定性について、平成11年判例は「譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべきいくつかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである」とし、最判平12・4・21民集54巻4号1562頁は、債権譲渡の予約に関してではあるが「予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」としている。

将来債権ファクタリングにおいては、譲渡対象となる債権の発生期間の始期と終期や、譲渡対象債権の発生原因を特定すること（すなわち対アクワイアラー債権譲渡型とするか売上代金債権譲渡型とするかの別を定めること）で基本的な対象の特定が図られると解されるが、譲渡対象期間中に生ずる債権の全額を譲渡対象とするのではなく、一定の掛け目を乗じた割合に限って譲渡の対象とするとの条件を付する設計の場合には、始期と終期の特定をしたとしてもそれだけで「譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度」に特定されていると評し得るかについては検討を要すると考えられる。

例えば売上代金債権を譲渡対象とするとして、これが発生する都度、その20%部分を譲渡することと合意されている場合には、譲渡対象期間中に発生する全債権について、その20%ずつが譲渡対象となるとしてその対象が特定されると考えられる。他方、当月の売上代金額の20%に相当する債権を譲渡対象とするとしつつ、具体的な対象は発生順に当月の売上代金額の20%に満つるまでを譲渡対象とするといった合意による場合、月末に売上合計額が確定して初めて、「発生順でどこまでの債権の合算で20%に達するか」が確定することとなり、月の後半に成立した取引が、月の前半に成立した取引に基づき発生した債権が譲渡対象となるか否かについて遡及的に影響を及ぼす構造となるため、このような合意方法による場合には特定性に疑義を生ずるリスクがあると考えられる。

債権の特定の仕方を検討するに当たっては発生原因や期間及び割合で特定するほか、対象期間中に発生する債権の一部を割合的に切り出す際にはその切り出し方に係る合意方法について留意が必要である。この点は対象債権をどのように捉えるかの設計を合わせて検討する必要があると思われる。

⑵　公序良俗

公序良俗については平成11年判決において「契約締結当時における譲渡人の資産状況、・・・契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、将来の・・債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を

与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合には、右契約は公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある」との基準が示されているところ、将来債権ファクタリングの特殊性を踏まえて考えると、その経済的機能としてRBFとしての資金調達目的を果たす面があることを踏まえると、譲渡対象債権の金額のキャップの設定が譲渡金額及び譲渡対象期間を基礎として計算した場合に上限利息から乖離した金額となっている場合には、「契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え」るものと評価される可能性があり得るように思われる。

4．第一類型/第二類型と売上代金債権譲渡型/対アクワイアラー債権譲渡型の組み合わせ

⑴ 契約上の建付けの整理の必要性

上記の第一類型、第二類型の分類と、対アクワイアラー債権譲渡型、売上代金債権譲渡型の分類を前提として考えるに、第二類型では対アクワイアラー債権の発生が観念されないことから対アクワイアラー債権譲渡型と組み合わせることはできないと考えられ、決済代行業者が将来債権ファクタリングを加盟店に対して提供することを検討するに際しては、アクワイアラーを含めた三者間での精算方式がどのように設計されているかを踏まえて、どの債権を対象債権とするかといった契約上の建付けの整備を検討する必要が生ずると考えられる。

⑵ 第一類型×対アクワイアラー債権譲渡型

このケースでは、第一類型を前提とすることから、クレジットカード決済を受け付けることにより加盟店は対アクワイアラー債権を取得するところ、その債権（の一部）を決済代行業者（ファクター）に譲渡することとなる。

このとき、アクワイアラーと加盟店との間の加盟店契約の中で対アクワイアラー債権に譲渡制限特約が付されているケースが多く、かつ決済代行業者はそのことについて通常悪意であると解されるため、アクワイアラーは決済代行業者に対する支払を拒絶し得ることになると思われるが（民法第466条第3項）、アクワイアラーとして包括形態の契約関係が取られている場合に決済代行業者に対する支払を拒絶することに通常は合理性がないと思われることから実務上、譲渡制限特約が付されていることを理由とした問題が顕在化することは想定しがたいように思われる[11]。

[11] 仮に譲渡制限特約違反の譲渡がなされたことを理由にアクワイアラーが決済代行業者への支払を拒絶したとしても、決済代行業者がアクワイアラーに対して相当の期間を定めて加盟店への直接支払いを求めた場合には、アクワイアラーが当該期間内に加盟店への支払をしない限り民法466条3項の適用は否定され（同条4項）、結局アクワイアラーは決済代行業者に対する支払をしなければならなくなる。そして、包括代理型（又は包括加盟店型）が採用されているケースにおいてアクワイアラーが加盟店に対して直接の支払をすることは通常想定しがたいことから、形式上は譲渡制限特約違反に該当するとしてもそのことを理由とした支払拒絶がなされることは通常想定されない。

⑶　第二類型×売上代金債権譲渡型

このケースでは、売上代金債権の譲渡の一部については将来債権ファクタリングを原因とし、その余についてはクレジットカード加盟店契約（子加盟店契約）を原因として、加盟店から決済代行業者への譲渡がなされることになる[12]。

この場合において、アクワイアラーと決済代行業者との間の契約で将来債権ファクタリングを原因として決済代行業者が譲り受けた売上代金債権をも買い取り対象とした処理がなされることとなっているかについては疑義があり得るところであるが、実務上の処理として決済代行業者による取得原因の違いが表面化することはない結果、精算処理は問題なく実施されることになるものと思われる。

また、通常、アクワイアラーが買い取りの対象とする売上代金債権について、決済代行業者が何を原因として取得したものかについて関心を有するものではないと思われることから、最終的にはアクワイアラー及び決済代行業者間の契約解釈の問題に帰着することとなるものの、契約違反に該当するものではないとの評価の下、第二類型を採用している契約関係を基礎としつつ、将来債権ファクタリングを実現することも実務上の選択肢とはなり得るものと考えられる。

⑷　第一類型×売上代金債権譲渡型

このケースについては、第一類型における対アクワイアラー債権が債権譲渡代金支払請求権である場合と立替払請求権である場合に細分化して整理をすることを要する。

⒜立替払請求権である場合

この場合、アクワイアラーとしては加盟店を債権者とする売上代金債権について立替払をする意図で、その代理受領権者である決済代行業者に対して立替払をしたところ、将来債権ファクタリングによる譲渡対象債権に係る部分については、決済代行業者が債権者たる地位で当該支払を受領していることになるという事態が生ずることとなる。

この点、債務者による当該認識の齟齬を理由として弁済の有効性が否定されることは基本的にはないと考えて差し支えないと思われることから、実務上特に問題が生ずることはないと解される。

⒝債権譲渡代金支払請求権である場合

この場合、売上代金債権のうち、将来債権ファクタリングによる譲渡の対象となっている部分については加盟店から決済代行業者とアクワイアラーの双方に対して二重譲渡

[12] ただし、Ⅲ.3.で言及したような将来発生する債権の全部を譲渡対象とするモデルを採用する場合は、譲渡対象期間中に発生した債権の全体について将来債権ファクタリングを原因として譲渡されることになる。

がなされている状況が生ずると考えられる。

もっとも、アクワイアラーも決済代行業者も、譲り受けた債権について第三債務者であるカード会員に対してこれを直接行使することはできないと解される[13]ことから両者の対抗関係が争いとして表面化することはなく、決済代行業者に対して譲渡されている事実を知らないアクワイアラーは加盟店に対する債権譲渡代金の支払として加盟店の代理受領権者たる決済代行業者に対して弁済をし、これにより決済代行業者は加盟店に対して代理受領金の引渡義務を負うことになると考えられる。このとき、アクワイアラーによる債権譲渡代金の支払が履行されたとしても、決済代行業者と加盟店の間での将来債権譲渡契約の成立も当事者間での有効性が否定されることにはならないため、決済代行業者は加盟店との関係において自身が加盟店から譲り受けた範囲で当該受領金を収受する権限を主張し得ると考えられ、結果として当該金額分を控除した分を加盟店に対して引渡しをすれば足りるという法的な整理はなお維持し得るように思われる。

Ⅳ. まとめ

以上より、将来債権ファクタリングによる場合には、債権譲渡の有効要件に配慮した譲渡条件の設定をすることに配慮することに加え、精算関係に係る法的な整理を整合的に説明することを意識して「第一類型×対アクワイアラー債権譲渡型」「第二類型×売上代金債権譲渡型」「第一類型（立替払請求権型）×売上代金債権譲渡型」又は「第一類型（債権譲渡代金請求権型）×売上代金債権譲渡型」のいずれの構造を前提としたスキーム設計とするかについての検討をする必要があると考えられる。その上で、スキームの説明における複雑化を避ける観点からは、基本的には「第一類型×対アクワイアラー債権譲渡型」か「第一類型（立替払請求権型）×売上代金債権譲渡型」を選択する方が簡便であると思われる。

以上

[13] 加盟店は、カード会員との関係で原因取引の中でクレジットカードを支払方法とする合意していることから、イシュアーによるカード利用代金の請求という形以外でカード会員に履行請求をすることはもはやできない債権であることを前提に流通しているものと考えられる。